

## SDGsビジネス創出支援事業 仕様書

【事業名称】 SDGsビジネス創出支援事業

【履行期間】 契約締結日～令和6年3月29日（金）

### 1 事業趣旨・目的

SDGsは、2015年に国連が採択した、国際社会全体で解決に取り組むべき社会課題であり、2030年までに達成すべき17の目標が設定されている。国連持続可能な開発委員会によると、SDGsにおける2030年の世界の市場規模は年間12兆ドルと試算されており、あらゆる分野の民間企業にとってビジネスチャンスとなりえるもの。

2019年12月には、国の『SDGs実施指針』が一部改定され、企業が経営戦略の中にSDGsを見据え、個々の事業戦略に落とし込んで持続的な企業の成長を図る重要性が位置づけされている。また、大阪・関西万博の開催目的は、「SDGsが達成された社会の実現」であり、そのためには、あらゆるステークホルダーの取組みが必要とされている。とりわけ、「企業」の果たす役割は大きい。

そこで、大阪府では、SDGsの達成に貢献するビジネスを「SDGsビジネス」として、営利を目的とする本業でこれに挑戦する府内企業がビジネスチャンスを獲得できるよう本事業を展開している。本事業にて府内企業のSDGsビジネスにチャレンジする機運を高めるとともに、産学官金のパートナーシップによるサポート基盤を充実させ、オープンイノベーションや共創によりSDGsビジネスが次々と生まれ育つ大阪をめざす。

### 2 委託業務の内容

#### （1）SDGsビジネスマッチング支援業務

① SDGsビジネスに挑戦する府内企業（以下「プレゼンター」という。）が、サポーター<sup>※1</sup>や共創パートナー<sup>※2</sup>（以下「サポーター等」という。）に提案等を行うマッチングイベントを、食の関連分野を含む2つ以上のテーマを設定して企画・開催すること。

※1…プレゼンターを技術や資金等で支援可能な企業、金融機関、投資家、大学等

※2…SDGsビジネスに取り組んでおり、協業先を探している企業

様々なマッチングイベントの形式がありえるので、「食の関連分野を含む2つ以上のテーマ」で効果的な企画の検討をお願いします。

#### 【過去の開催企画の一例】

○テーマ：「脱炭素」「いのち・くらし」の2つ設定

形式：テーマ毎に、プレゼンターがサポーター等にプレゼンした後、個別面談する機会を半日程度設定。2日連続で開催。

○テーマ：「公的支援」「資金調達」等、支援内容別に6つ設定

形式：テーマ毎に、プレゼンターがサポーター等にプレゼンした後、個別面談する機会を半日程度設定。時期を分けて計6日間開催。

○テーマ：SDGsの17ゴールを幾つか括ってテーマ設定

形式：テーマ毎に、サポーター等がプレゼンターに支援可能な内容を説明した後に、個別面談する機会を設定。時期を分けて計3日間開催。

② マッチングイベントを広くPRしプレゼンターやサポーター等を募集・発掘すること。

・サポーター等について、令和4年度事業に参画実績がある35者の情報を提供するので、マッチングイベントで設定するテーマに応じて、35者の情報や受託者のネットワークを活かしてサポーター等を発掘すること。

・プレゼンターやサポーター等の募集・発掘の一環として、**SDGs** への貢献を掲げる大阪・関西万博の、大阪ヘルスケアパビリオン「リボンチャレンジ<sup>※3</sup>」実施主体に働きかけ、**SDGs** ビジネスに意欲的と期待されるリボンチャレンジ参加・出展企業からの発掘をすること。

・マッチングイベントの **PR** のために、府 **SDGs** ビジネス支援の **WEB** サイトを開設する場合は、令和 4 年度事業の受託者が作成した **WEB** サイトのファイルデータを引き継ぐことができる。

※3 …「展示・出展ゾーン」への出展をめざす中小企業・スタートアップを支援する事業企画。

14 企業・団体の 26 件が認定され、現在、順次、参加・出展企業の公募が進められている。

③ マッチングイベント時の商談やイベント後の交渉等が活発化するよう、個別の伴走支援も含めて事業を運営し、令和 5 年度事業における事業化着手件数（商談後、今後事業化の可能性のある状態）が 20 件以上となることを目標に企画・実施すること。

#### 〈留意事項〉

- ・受託事業者は、マッチングイベント開催に係る一切の業務（日程調整、会場管理者との調整、開催通知、会場設営、音響、プロジェクター等必要な機材の設置、当日の受付等及び **WEB** 会議システムを使用する場合はオンライン開催の運営）を行う。会場については、契約締結後に大阪府と協議して決定する。
- ・受託事業者が用意する会場でのイベント開催を提案する場合、必要な会場借上料は、受託事業者にて負担すること。
- ・個別の伴走支援にかかる一切の業務（日程調整、会場の確保及び管理者との調整等）を行う。受託事業者が個別の伴走支援に要した経費のうち会場使用料及び交通費の実費は、あらかじめ支援先企業（プレゼンター）等に提示して了承を得た場合に限り、当該企業等から応分の負担を求めることができる。ただし、当該収入を委託業務の財源に充てることはできない。

#### 【提案を求める事項】

- ・プレゼンターやサポーター等を効果的に呼び込むことができる、マッチングイベントの企画内容について、イベントの **PR** やプレゼンター・サポーター等の募集・発掘の工夫やノウハウと併せて具体的に提案すること。また、テーマ設定理由やマッチングイベント開催回数も含めて、企画提案の根拠となる考え方や、過去 3 年内の類似するセミナー等の主催イベントの集客等の実績を示すこと。
- ・大阪・関西万博の大阪ヘルスケアパビリオン「リボンチャレンジ」実施主体や参加・出展企業の募集・発掘の手法について、具体的に提案すること。
- ・イベント時の商談やイベント後の交渉等が活発化し、目標とする事業化着手件数を達成できるような事業運営の工夫やノウハウについて、具体的に提案すること。

## (2) SDGs ビジネスの波及促進業務

マッチングイベントに参加した府内企業が取り組む **SDGs** ビジネスの事例を活用し、府内企業の **SDGs** ビジネスへの新たな挑戦を喚起する取り組みを実施すること。なお、当該年度の **SDGs** ビジネスの事例以外に、府から過去 2 年分の事例を提供します。

#### 【取り組みの一例】

**SDGs** の 17 のゴール毎にビジネスモデルとして分かりやすく整理（マッピング）、それぞれが関連するゴールを一目で分かるよう一覧性をもたせた「**SDGs** ビジネスマップ」を作成。

#### 【提案を求める事項】

- ・**SDGs** ビジネスへの新たな挑戦を喚起するための **SDGs** ビジネスの波及促進手法について、具体的に企画・提案をすること。

### 3 事業実施に関する基本的事項等

#### (1) 事業の分析・評価の実施等

各業務実施後に実施内容（概要、参加者等）を報告書に取りまとめるとともに、参加者等にアンケート調査を実施し、商談状況などについて分析した結果を大阪府に書面で報告すること。

#### (2) 事業実施体制等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

#### 【提案を求める事項】

- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（プレゼンターやサポーター等を発掘できるネットワーク、SDGsビジネスに関するコンサルティングやビジネスマッチング等類似の運営実績、専門知識や経験など精通したスタッフの有無など業務を確実かつ効果的に実施するための事業実施体制）を提案すること。
- ・事業全体の年間スケジュールを提案すること。
- ・その他、本事業を効果的・効率的に実施するための取組みを提案すること。

### 4 委託費の上限

委託費の総額は3,048千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

### 6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

### 7 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、必要に応じて、委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告するものとする。  
なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。  
また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

### 8 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と大阪府との間で再度協議した上で、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

る。

- (7) 報告書は、紙媒体に加え、電子媒体（**Word** 形式及び **PDF** 形式、**CD-ROM** 等 2 枚）も提出すること。  
なお、報告書の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。
- (9) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。